

平成30年度(公社)沖縄県トラック協会助成事業一覧

平成30年4月26日

当協会では、平成30年度交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、積極的にご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
1 信用保証料助成	沖縄県の「中小企業セーフティーネット資金」制度にかかる補償及び国が定めるセーフティーネット保証を得る場合信用保証料の一部助成		・上限……………50,000円	・上限……………50,000円
2 自動車運転免許取得助成	雇用対策、若手ドライバーの人材確保及び育成のために大型免許、中型免許、準中型免許、けん引免許を取得させる事業者を取得費用を助成	平成29年度中に準中型免許を取得した場合も対象とする。	新たに採用した若手ドライバー(平成元年6月2日以降生まれ)に準中型免許を取得させる際の支援 ・準中型免許取得 40,000円 ・限定解除 25,000円	■1事業者あたり1回まで ・大型免許…… 30,000円 ・中型免許…… 20,000円 ・準中型免許…20,000円 ・けん引免許…… 20,000円
3 中小企業大学校講座受講促進助成	国の人材養成機関である中小企業大学校で行う指定講座の受講料の一部並びに交通費の実費分の半額を助成		・受講料…受講料の3分の1	・受講料…受講料の3分の1 ・研修施設迄の交通費 ……実費分の半額
4 環境対応車導入促進助成	要綱でいう低公害車とは車両総重量2.5t超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及びディーゼル車から天然ガス自動車への改造をいう。 ・CNG車新車導入(通常車両価格との差額の1/6) ・ハイブリッド車新車導入(通常車両価格との差額の1/8) ・使用過程車をCNG車に改造		・天然ガス自動車新車導入 2t……………134,000円 4t……………500,000円 ・ハイブリッド車新車導入 2t…………… 97,000円 4t……………335,000円 ・天然ガス車に改造・100,000円	■1事業者あたり3台まで ・天然ガス自動車新車導入 2t……………133,000円 4t……………500,000円 ・ハイブリッド車新車導入 2t…………… 96,000円 4t……………335,000円 ・天然ガス車に改造・100,000円 H30年度の価格差が未定の為、上記金額はH29年度の値となっている。
5 環境対応車導入促進助成(沖ト協単独)	国の排出ガス規制であるポスト新長期規制以降の排ガス基準に適合している車両であり、年度内に新規登録したディーゼル車であること。	新規事業	設定無し。	■1事業者3台までとする。 ■6月1日から実施する。 ・車両総重量8トン未満 25,000円/1台 ・車両総重量8トン以上 50,000円/1台
6 EMS機器導入促進助成	エコドライブ管理システム(EMS)の普及を図るためEMSを導入する事業者に対して助成金を交付する。		設定無し。	■1事業者あたり20機器まで ■1機器あたり…10,000円
7 アイドリングストップ支援機器導入助成	アイドリングストップ支援機器を新たに導入した事業者に対して助成金を交付する。		・エアヒータ ・車載バッテリー式冷房装置 導入価格の2分の1以内 上限 60,000円	設定無し。
8 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成	睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者を早期発見し運転者の健康管理と事故防止に寄与することを目的に助成金を交付する		・SASスクリーニング検査 …2,500円	■1事業者あたり25人まで ・SASスクリーニング検査
9 突然死等予防対策検査助成	運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等(突然死等)に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査を受診した場合に助成金を交付する。 (1)脳疾患 (2)心臓・血管疾患	1人あたりの助成金額を1万円から1万5千円に増額した。	設定無し。	■1事業者あたり1人まで ■1人あたり…15,000円
10 定期健康診断受診費助成	運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた事業者に助成金を交付する。		設定無し。	■1事業者あたり25人まで ■1人あたり…2,000円
11 ドライブレコーダ機器等導入促進助成	事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(ドライブレコーダ)の普及を図るため機器を導入した事業者に助成金を交付する。		■1機器あたり ・運行管理連携型 ……20,000円	■1事業者あたり20機器分まで ■1機器あたり ・標準型……10,000円 ・運行管理連携型 ……10,000円

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
12 安全装置等導入促進助成	後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機(Gマーク認定事業所に限る)を新たに導入	全ト協の助成金額が対象装置毎に1万円を2万円に増額した。	・対象装置毎に・・・20,000円 (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に40,000円)	■1事業者あたり10装置まで ・対象装置毎に・・・10,000円 (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に20,000円)
13 ドライバー等安全教育訓練促進助成	全ト協の特定・指定研修施設での特別研修費の全額(5日間研修は3日間分)や一般研修費の一部並びに交通費の実費分の半額を助成	助成する人数は1事業者5名を上限とする。	■特別研修受講料 ・Gマーク認定事業所 ・・・受講料の全額 (5日間研修は3日間分の全額) ・Gマーク未認定事業所 ・・・受講料の7割 (5日間研修は3日間分の7割) ■一般研修受講料 ・・・10,000円	■特別研修受講料 ・Gマーク未認定事業所 ・・・受講料の3割 (5日間研修は3日間分の3割) ・研修施設までの交通費 ・・・実費分の半額 ■一般研修講習費 ・研修施設までの交通費 ・・・実費分の半額
14 初任運転者等研修	運転者が遵守すべき事項に関する知識や運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とする。		設定無し。	■年4回実施し、研修費用は全額沖ト協が負担する。
15 アルコール検知器購入助成	事故防止対策を推進するため、アルコール検知器を導入する事業者に助成金を交付する。		設定無し。	■携帯型 自走車数の2分の1且つ10機器まで。※端数繰り上げ。 ・1機器あたり・・・5,000円 ■据置型・記録型 自走車数の2分の1且つ10機器まで。※端数繰り上げ。 ・1機器あたり・・・5,000円
16 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成	交通事故を削減するため衝突被害軽減ブレーキ装置を3.5トン以上、8トン未満の事業用自動車に搭載した場合に助成する	助成金額の上限が5万円から10万円に増額された。	取得価格の1/2(上限10万円)	設定無し。
17 血圧計導入促進助成	過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の原因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入について助成金を交付する。	新規事業	取得価格の1/2(上限5万円)	設定無し。
18 各種講習費等助成	沖ト協が指定する各種講習(運行管理者一般講習・安全マネジメント関係講習)を受講した際の受講費を助成し、事業者の輸送の安全等の指導向上と交通事故防止を図る。 ※会員事業者からの請求に基づき沖ト協が講習受講料を助成する。		設定無し。	■運行管理者一般講習 3,100円 ■整備管理者選任後研修 実費分全額(現在は無料) ■安全マネジメント関係講習 ・ガイドライン・・・5,100円 ・リスク管理・・・5,100円 ・内部監査・・・5,100円
19 運転者適性診断費助成	事業者の乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。		設定無し。	■適性診断助成額 ・一般診断・・・2,300円 ・初任診断・・・4,700円 ・適齢診断・・・47,000円
20 運転記録証明取得助成	事業者が運転者教育等の一環として自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を取得した際の取得費用を助成する。		設定無し。	■取得費用の全額助成
21 インターンシップ導入促進支援事業助成	全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に助成する。		■助成額 ・受入れ期間3日間・・・9万円 ・受入れ期間4日間・・・11万円 ・受入れ期間5日間以上 ・・・13万円	設定無し。

※実施期間は、平成30年4月1日～平成31年1月31日迄とする。(但し、定期健康診断受診費助成は12月末日迄とする。)